

物件番号 2

『本庁舎 11 階南側自動販売機コーナー北』に設置する自動販売機の仕様書

(1) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとする。

- ア 電圧 100V、電流 15A 程度のものとする。
- イ 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- ウ 誰にでも使い勝手のよいユニバーサルデザインに配慮したものとする。
- エ 新旧 500 円硬貨及び新旧 1,000 円紙幣が使用できること。
また電子マネーによる支払いが可能であること。
- オ 設置物寸法を超えないものとし、転倒防止対策（ただし、原則アンカー止めは禁止）を行うこと。

(2) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ア 酒類・タバコ及びその類似品の販売は認めないものとする。

(3) 販売品目

- ア 販売品目は、缶又はペットボトル、ビンなど密閉式容器の**清涼飲料水**と**栄養補助食品**とすること。

※栄養補助食品の定義について・・・当該自動販売機に栄養補助食品の販売を定めた目的には、災害時において、販売している商品がそのまま、貴重な支援物資になることを想定しています。

栄養補助食品とは、特定の団体に認可された商品であることは問わず、錠剤・カプセル以外の形状であることとします。また、その商品に栄養バランスが配慮されており、商品が密封され、配布、携行、飲食が容易にでき、広い年代に受け入れられる味付けであるものと定義するものとします。

- イ 具体的な販売品目の構成については、落札決定後、事前に一宮市と協議すること。
- ウ 販売する飲料等は、メーカー希望小売価格より高い価格で販売しないこと。

(4) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
また、11 階エレベーターホール中央に設置してあるストックヤードベンチ（施錠可、収納部：約 87cm × 約 35 cm × 約 45 cm × 2 マス）にも在庫を保管することができる。
- イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等へ届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任

において対応すること。

カ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については事前に一宮市と協議すること。

キ 硬貨及び紙幣の変更に対しては、速やかに対応すること。

(5) 災害発生時の応援

一宮市内に震度6弱の地震又はこれと同等以上の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、一宮市の災害対策本部が設置され、当該災害対策本部から物資の提供について要請があった時は、自動販売機内及びストックヤードベンチ内の在庫商品を無償で一宮市に提供するとともに、災害発生時の応援として500ml入りのペットボトル60本相当以上の数量の清涼飲料水と、栄養補助食品90箱相当以上を無償で提供すること。落札決定後、無償提供可能な数量として落札者が提示した数量を契約書に明記すること。

(6) 鍵の運用について

ア 自動販売機の開錠用として鍵を一宮市に預ける。鍵の使用に関しては、(5)における災害発生時のみ使用できるものとし、その他の場合には一切使用しないこととする。

イ 一宮市は、保有するストックヤードベンチの鍵の一部を貸与する。一宮市は、(5)における災害発生時のみ鍵を使用できるものとし、その他の場合には設置事業者の同意の上、鍵を使用できるものとする。

ウ 一宮市が、上記ア及びイ以外の目的で鍵を使用したことが確認された場合は、当該自動販売機の鍵の返却を求めるとともに、損失分の請求を行うことができるものとする。